

都内居住支援協議会の状況一覧(令和5年3月末時点)

協議会名	設立年月日	構成員					協議会オブザーバー	設立の根拠	規程(会則や設置要綱など)における活動内容	事務局	業務内容	設立当初の課題や設立経緯、方向性、現在の課題など	住まいに関する相談(協力不動産店制度や相談窓口設置など)、生活相談を含めた総合相談窓口の実施について				
		地方公共団体	居住支援法人	宅地建物取引業者で構成する団体	賃貸住宅を経営又は管理する事業を行なう管理業者	その他の住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に資する活動を行う者、学識経験者等							事業の実施主体について	相談等実施の体制について	相談等実施に関する広報について	相談可能な箇所数などについて	相談体制を構築したことによる効果、課題など
東京都居住支援協議会	2014年6月25日	住宅政策本部民間住宅部長 福祉保健局総務部企画担当部長	東京都の指定を受けた居住支援法人 全法人(参加意向に係る回答のあった49法人)	(公社)東京共同住宅協会 (一財)高齢者住宅財団 (公社)東京都宅地建物取引業協会 (社福)東京都社会福祉協議会 (公財)日本賃貸住宅管理協会(※居住支援法人指定団体) (公財)東京都防災・建築まちづくりセンター (独法)都市再生機構 東日本賃貸住宅本部 東京都住宅供給公社	(公社)東京共同住宅協会 (NPO)日本地主家主協会 (公財)日本賃貸住宅管理協会(※居住支援法人指定団体) (公財)東京都防災・建築まちづくりセンター (独法)都市再生機構 東日本賃貸住宅本部 東京都住宅供給公社	41区市(※年度初めに都内各区市町村にオブザーバー参加意向調査を実施)	会則設置	住宅政策本部民間住宅部 安心居住推進課 企画調整担当	・居住支援に係る学識経験者の講演、活動事例発表等のセミナー開催(区市町村向け、居住支援・不動産関係向け) ・賃貸住宅オーナー向けSNS住宅登録促進チラシの作成・配布 ・区市町村での居住支援協議会の設立促進・活動支援に向けた相談、上記以外の情報提供(国の補助金申請にかかる情報提供を含む)など ・セーフティネット住宅登録促進のための登録支援業務委託 ・区市町村居住支援協議会の活動活性化等に係る業務委託(住宅と福祉の効果的な連携施策に係る相談事例集作成) ・居住支援協議会運営に係る業務委託 ・都内各区市町村居住支援協議会活動支援補助金交付事業	・地域の住宅確保要配慮者に対してきめ細かな支援を行うためには、区市町村の住宅・福祉行政と居住支援に係る民間の関係団体が連携して取り組むことが非常に重要である中、連携の実例が増えつつある。 ・地域的な立場として区市町村協議会の設立促進及び活動支援を行うことを目的に、都の居住支援協議会を設立。 ・都内居住支援協議会の設立(30区市)が進み、新たな目標(2030年度までに人口カバー率95%以上)を据えるとともに、既存協議会の活動活性化が必要。 ・構成員が増え、会の運営・準備に工夫が必要であるほか情報発信・情報共有の機会をどのように確保するか検討が必要	(例1)常設の相談窓口を区役所・市役所に設置 (例2)〇〇不動産団体や福祉部局と連携し、〇〇住まい探し相談事業 (例1)区市(住宅部局、福祉部局)の事業:〇〇〇住まい探し相談事業 ※区市の通常業務として相談を受けている場合、「〇〇課(事務局)が通常業務の中で住まい相談を受付」等と記載 ・都内居住支援協議会の設立(30区市)が進み、新たな目標(2030年度までに人口カバー率95%以上)を据えるとともに、既存協議会の活動活性化が必要。 ・構成員が増え、会の運営・準備に工夫が必要であるほか情報発信・情報共有の機会をどのように確保するか検討が必要	(例1)常設の相談窓口を区役所・市役所に設置 (例2)〇〇不動産団体や福祉部局と連携し、〇〇相談会として年に〇回実施 (例1)区市のホームページに掲載、 (例2)定期的に発行する広報紙で案内、 (例3)案内チラシを窓口や構成員、不動産店に配布し備え付け ⇒ 相談の実施頻度も記載(常設(時常)、週1回、不定期等)	(例1)窓口に問い合わせがあった場合に、お住いの近所の協力不動産店を紹介。 (例2)相談対応の内容を行政と不動産団体で情報共有し、定期的な打ち合わせで改善を図っている。 (例3)区市内居住者を対象としており、区市外からの相談に対応できない点が課題。 (例4)住宅を探している相談者が、近所の協力不動産店に気軽に相談できる。区市外に居住する方からの問い合わせに応対できない点が課題。				
千代田区居住支援協議会	2016年7月	保健福祉部福祉政策担当課長 保健福祉部在宅支援課長 環境まちづくり部住宅課長	ホームネット株式会社 (公財)日本賃貸住宅管理協会 (一社)全国保証機構	(公社)東京都宅地建物取引業協会千代田区中央支部 (公社)千代田区社会福祉協議会 地域包括支援センター	-	要綱設置	1 住宅確保要配慮者の状況及び民間賃貸住宅市場に関する情報等の共有 2 住宅確保要配慮者の円滑入居及び安心居住の支援並びに貸主及び民間賃貸住宅を管理する事業を行う者への不安軽減等のための支援方法の協議 3 住宅確保要配慮者への居住支援の実施及び各機関の連携に関する協議 4 その他、設置目的を達成するために必要な事項の協議	保健福祉部 福祉総務課	・居住支援協議会開催	・他自治体と比較し、「住宅の供給量が少ない」「家賃が高額である」といった地域特性が支援策検討の足かせとなっている。 ・住宅確保要配慮者の状況及び民間賃貸住宅の市場動向に関する情報等を共有するとともに、民間賃貸住宅を活用した住宅確保要配慮者への効果的な居住支援の推進を図るために設立	区内各相談窓口(住まいの相談に限らない)にて、住まいの相談があつた際にはヒアリングシートを記入、協議会事務局(福祉総務課)にて取りまとめの上、協力不動産店へマッチングを依頼する体制を構築している。	不動産関係事業者へ暮らし配布、セミナーの実施。区民向けのチラシを作成し、今後窓口にて配布。	高齢者総合サポートセンター相談センター/地域包括支援センター麹町、神田/社会福祉協議会/区役所窓口(住宅課、福祉総務課)	これまで潜在的だったケースが、不動産へつながるようになってきている。 区内物件の居住ハードルが高く、成約につながるケースが限られている。			
新宿区居住支援協議会	2020年2月	地域振興部多文化共生推進課長 福祉部地域福祉課長 福祉部障害者福祉課長 福祉部地域包括ケア推進課長 福祉部高齢者支援課長 福祉部介護保険課長 福祉部生活福祉課長 福祉部保護担当課長 子ども家庭部子ども家庭課長 子ども家庭部男女共同参画課長 都市計画部長 都市計画部住宅課長	ホームネット株式会社	新宿区民生委員・児童委員協議会 ケアネット新宿 新宿区介護サービス事業者協議会 新宿区高齢者総合相談センター (公社)全日本不動産協会東京都本部新宿支部 (社福)新宿区社会福祉事業団 (社福)新宿区社会福祉協議会 新宿区障害者団体連絡協議会	(NPO)日本地主家主協会	会則設置	1 住宅確保要配慮者又は民間賃貸住宅の貸貸人に対する情報提供や支援に関する事。 2 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進及び居住の安定方策に関する事。 3 住宅確保要配慮者向け賃貸住宅の供給に関する事。 4 その他目的達成のために必要な事項に関する事。	新宿区 都市計画部 住宅課	居住支援協議会の運営	1 設立当初の課題 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への受け入れについては、区内で、特に単身高齢者に対して、賃貸人の拒否感が強く、住み替え相談でも成約に至る事例は少ない。 2 設立経緯 上記の課題に対応するためには、区と関係団体で居住支援について、情報共有と連携体制の強化が必要 3 協議会の設立 令和2年2月に設立	新宿区(住宅部局)の事業:住宅相談事業 居住支援協議会の事業:なし	1 不動産業団体と協定を結び、週2回(原則第1～第4木曜日及び金曜日)区役所の窓口に相談員の派遣を受けて、住み替え相談と不動産取引相談を実施する。 2 不動産業団体と協定を結び、団体に属する不動産店の中から住み替え促進協力店を指定し、円滑な入居を支援する。	区のホームページ、広報紙、くらしのガイド、住宅ガイド等に掲載。案内チラシを窓口で配布。	窓口での住宅相談は予約制のため、お急ぎの方や区役所まで来れない方には住み替え促進協力店を案内している。 高齢者等で町の不動産店を回っても中々部屋が見つからない人の相談が多く、これらの人たちの助けとなっている。それでも見つからず、相談を重ねる人がいる点が課題である。			

都内居住支援協議会の状況一覧(令和5年3月末時点)

協議会名	設立年月日	構成員					協議会オブザーバー	設立の根拠	規程(会則や設置要綱など)における活動内容	事務局	業務内容	設立当初の課題や設立経緯、方向性、現在の課題など	住まいに関する相談(協力不動産店制度や相談窓口設置など)、生活相談を含めた総合相談窓口の実施について				
		地方公共団体	居住支援法人	宅地建物取引業者で構成する団体	賃貸住宅を経営又は管理する事業を行う管理業者	その他の住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に資する活動を行う者、学識経験者等							事業の実施主体について	相談等実施の体制について	相談等実施に関する広報について	相談可能な箇所数などについて	相談体制を構築したことによる効果、課題など
文京区居住支援協議会	2017年7月	福祉部長 福祉部地域包括ケア推進担当部長 福祉部福祉政策課長 福祉部高齢福祉課長 福祉部地域包括ケア推進担当課長 福祉部障害福祉課長 福祉部生活福祉課長 子ども家庭部子育て支援課長 保健衛生部予防対策課長 都市計画部住環境課長 都市計画部建築指導課長	-	(公社)東京都宅地建物取引業協会文京区支部 (公社)全日本不動産協会東京都本部豊島文京支部	(NPO)日本地主家主協会	(一財)高齢者住宅財団 (社福)文京区社会福祉協議会 (公財)東京都防災・建築まちづくりセンター (一社)全国保証機構 文京区民生委員・児童委員協議会 文京区障害者基幹相談支援センター 地域包括支援センター	東京都	要綱設置	1. 住宅確保要配慮者の状況及び民間賃貸住宅の市場動向についての情報の共有に関する事項 2. 住宅確保要配慮者の円滑な入居及び安心居住の支援に関する事項 3. 関係機関の連携に関する事項 4. その他区長が必要であると認めた事項	福祉部 福祉政策課 福祉住宅係	・居住支援協議会の運営	・行政、不動産関係団体、居住支援団体等が連携し、住宅確保要配慮の民間賃貸住宅への円滑な入居を促進するための情報等を関係者間で共有するために設置した。 ・それぞれ連携を図りながら高齢者等の住宅に対する課題を整理し、今後の方向性について協議し、さらなる支援や事業等を推進していくことが課題である。	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施
台東区居住支援協議会	2019年1月	福祉部長 都市づくり部長	-	(公社)東京都宅地建物取引業協会台東区支部 (公社)全日本不動産協会東京都本部城東第二支部	-	台東区民生委員・児童委員協議会 (一社)全国保証機構 (公財)東京都防災・建築まちづくりセンター (社福)台東区社会福祉協議会	-	要綱設置	(1) 住宅確保要配慮者の状況及び民間賃貸住宅の市場動向についての情報の共有並びに普及啓発活動に関する事項 (2) 住宅確保要配慮者の円滑な民間賃貸住宅への入居及び地域継続居住の支援並びに貸主及び民間賃貸住宅を管理する事業を行う者への不安軽減等のための支援に関する事項 (3) 住宅確保要配慮者に関する各関係機関の連携に関する事項 (4) その他、設置に関し必要な事項	都市づくり部 住宅課 居住支援担当	・居住支援協議会、同専門部会の開催 ・住宅確保要配慮者向けの入居相談	・設立前から、住宅確保要配慮者の支援は区の各部署で行っていたが、住宅の確保が難しく、福祉関係部署や各種団体等と連携し、支援を行う必要があるため、協議会を設置した。 ・府内及び外部団体との連携強化、ネットワーク構築が今後の課題。 ・住宅確保要配慮者向けの物件確保が課題。	区(住宅課)の事業:住宅確保要配慮者向けの入居相談窓口	・常設の相談窓口を区役所に設置。 ・区内の不動産関係団体と連携し、住まい探しの相談ができる体制を構築。 ・区内チラシを庁内関係課、関係機関(高齢者施設、福祉施設等窓口)に配布し備え付け。 ・令和3年4月1日に不動産関係団体及び居住支援法人と連携協定を締結し、居住支援体制を拡充。	・区住宅課窓口で開庁時は常時相談を受け付け、区内の協力不動産店に物件を照会。該当する物件が見つかった場合に、相談者に紹介。	・住宅確保要配慮者向けの物件を確保することが課題であるが、相談窓口を通じて住宅確保に結び付いた案件もあり、一定の効果が見られた。	・家賃相場及び相談者の所得の関係から、区内での物件確保に課題がある。
江東区居住支援協議会	2011年9月	・東京都 (出席者:住宅政策本部企画部企画経理課住宅施策専門課長) ・福祉部長 ・福祉部長寿応援課長 ・福祉部 地域ケア推進課長 ・障害福祉部長 ・障害福祉部 障害者施策課 ・障害福祉部 障害者支援課長 ・生活支援部長 ・生活支援部 保護第一課長 ・こども未来部長 ・こども未来部 こども家庭支援課長 ・都市整備部長 ・都市整備部 住宅課長	-	(公社)東京都宅地建物取引業協会江東区支部 (公社)全日本不動産協会東京都本部城東第二支部	・東京都住宅供給公社 ・UR都市機構	江東区社会福祉協議会	-	会則設置	1. 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進及び居住の安定方策に関する事項。 2. 住宅確保要配慮者又は民間賃貸住宅の貸主に対する情報の提供等の支援に関する事項。 3. 住宅確保要配慮者向け賃貸住宅の供給の促進に関する事項。 4. その他目的達成のために必要な事業	都市整備部 住宅課	・事務方が必要性を鑑み体制構築を進めたことがきっかけ。 ・江東区住宅マスタープラン(H22.3)において形成を明示し、先進事例(愛知県、福岡市)の調査研究、府内調整会議などを通じて検討。 ・従前の高齢者民間賃貸住宅あつせん事業の実績が低迷していたことから、民間事業者団体(宅建、全日)の協力のもと、区役所内に住宅相談窓口を設置し、官民連携によるあつせん実績増を目指んだ。	江東区(住宅部局)の事業:お部屋探しサポート事業	・平成24年5月7日に(公社)東京都宅地建物取引業協会江東区支部、(公社)全日本不動産協会東京都本部城東第二支部と協定を締結。各不動産団体と連携し、区役所でお部屋探しの相談会として毎週火曜日実施。また、各団体所属の不動産店で住まい探しの相談をできる体制を構築。 ※江東区協力不動産店登録制度(登録数 41箇所、令和4年4月末現在)	・窓口や電話で問い合わせがあった場合に、お部屋探しの相談会や協力不動産店を紹介。 ・区のホームページに掲載。 ・定期的に発行する広報紙で案内。 ・案内チラシを窓口や不動産店に配布し備え付け	・相談者の希望と実際の物件の家賃等の乖離。 ・住宅確保要配慮者の入居困難。 ・住宅部局と福祉部局との連携		

都内居住支援協議会の状況一覧(令和5年3月末時点)

協議会名	設立年月日	構成員					協議会オブザーバー	設立の根拠	規程(会則や設置要綱など)における活動内容	事務局	業務内容	設立当初の課題や設立経緯、方向性、現在の課題など	住まいに関する相談(協力不動産店制度や相談窓口設置など)、生活相談を含めた総合相談窓口の実施について				
		地方公共団体	居住支援法人	宅地建物取引業者で構成する団体	賃貸住宅を経営又は管理する事業を行なう管理者	その他の住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に資する活動を行う者、学識経験者等							事業の実施主体について	相談等実施の体制について	相談等実施に関する広報について	相談可能な箇所数などについて	相談体制を構築したことによる効果、課題など
品川区居住支援協議会	2020年2月	・都市環境部長 ・住宅課長 ・福祉計画課長 ・高齢者福祉課長 ・高齢者地域支援課長 ・障害者支援課長 ・障害者施策推進課長 ・生活福祉課長 ・子ども育成課長 ・子育て応援課長 ・商業・ものづくり課長	-	(公社)東京都宅地建物取引業協会品川区支部 (公社)全日本不動産協会東京都本部城南支部	・(一社)全国保証機構 ・(社福)品川区社会福祉協議会 ・品川区民生委員協議会	-	要綱設置	1 住宅確保要配慮者の状況および民間賃貸住宅の市場動向についての情報の共有に関すること。 2 住宅確保要配慮者に対する円滑な入居および安心して住み続けられるための支援に関すること。 3 関係機関の連携に関すること。 4 その他区長が必要と認める事項。	都市環境部 住宅課 空き家対策担当	・協議会運営支援として、課題整理や方向性等の資料作成のほか、セミナー等事業の周知資料作成等の委託を行う。 ・居住支援協議会の開催、居住支援セミナーの開催	・区内の住宅確保要配慮者の状況及び課題の把握 ・一元的な相談窓口の設置	・区内の住宅確保要配慮者入居促進事業(住宅課) ・相談窓口(対象者を所管する部署) ・高齢者:高齢者地域支援課 ・ひとり親:子育て応援課 ・障害者:障害者支援課 ・低額所得者:品川区暮らし・しごと応援センター	相談窓口(対象者を所管する部署) ・区のホームページに掲載 ・案内チラシを窓口にて配布	相談窓口(対象者を所管する部署) ・高齢者:高齢者地域支援課 ・ひとり親:子育て応援課 ・障害者:障害者支援課 ・低額所得者:品川区暮らし・しごと応援センター	・要配慮者の入居につながっている。 ・住宅部局と福祉部局との連携		
目黒区居住支援協議会	2022年5月	健康福祉部長 都市整備部長 健康福祉部健康福祉計画課長 健康福祉部福祉総合課長 健康福祉部高齢福祉課長 健康福祉部障害者支援課長 健康福祉部生活福祉課長 子育て支援部子育て支援課長 子育て支援部子ども家庭支援センター所長 都市整備部都市計画課長 都市整備部都市整備課長 都市整備部住宅課長	-	公益社団法人 東京都宅地建物取引業協会目黒区支部 (NPO)日本地主主協会 公益社団法人 全日本不動産協会東京都本部 城南支部	学識経験者(大学名誉教授、教授) (社福)目黒区社会福祉協議会 目黒区民生児童委員協議会 (NPO)ハートフル翔 目黒区地域包括支援センター	-	要綱設置	(1) 居住支援策に係る意見及び検証に関すること。 (2) 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅等への円滑な入居促進及び居住の安定に関すること。 (3) 居住支援策に係る関係機関との連携及び情報共有に関すること。 (4) 入居促進及び居住の安定に係る周知及び啓発に関すること。 (5) その他設置目的を達成するために必要な事項に関すること。	健康福祉部 福祉総合課	・居住支援協議会の開催、議事要旨の作成、謝礼の支出 ・周知・啓発(区ホームページ、リーフレット配付等) ・居住支援セミナーの開催	コロナ禍において、住まいの確保や就労等の複合的な課題を抱える相談が増加した。また、地域包括ケアシステムの理念を踏まえ、安定的な居住支援を行う体制が必要であった。 地域福祉団体、不動産団体、行政が一体となって住宅確保要配慮者の居住支援に関する必要な支援策について専門的な協議の場として、居住支援協議会を設立した。	【直営】 「福祉の総合相談窓口(福祉のコンシェルジュ)」のうち、くらしの相談係(自立相談支援機関)が生活相談と一体的に住まいの相談支援を行うことで、ワンストップ型の相談支援体制を実施。 【委託】 必要に応じて、物件探しのための同行支援、契約時の立会い及び転居支援等を委託事業で実施。	下記広報にて周知 ・区ホームページ ・令和4年4月1日号区報 ・福祉の総合相談窓口リーフレット ・啓発用リーフレット「目黒区居住支援のしおり」	区役所福祉総合課 「福祉のコンシェルジュ」1か所	①住まいに関する複合的な相談窓口を明確にした。 ②国が2025年を目指すに目指している住まい・医療・介護予防・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築の実施に向け、福祉部局と住宅部局、地域福祉団体と不動産団体等による一体的な取り組みを開始した。		
大田区居住支援協議会	2019年9月	まちづくり推進部長 福祉部長 総務部 人権・男女平等推進課長 スポーツ・文化・国際都市部 国際都市・多文化共生推進課長 福祉部 福祉管理課長 福祉部副参事(地域共生推進担当) 高齢福祉課長 障害福祉課長 椎谷・羽田地域福祉課長 自立支援促進担当課長 障がい者総合サポートセンター次長 健康政策部 健康づくり課長 こども家庭部 子育て支援課長	(NPO)市民福祉団体全国協議会	(公社)東京都宅地建物取引業協会大田区支部 (公社)全国賃貸住宅経営者協会連合会 (一社)全国保証機構 (福)有隣協会 (福)大田区社会福祉協議会 (株)大田まちづくり公社	日本社会事業大学社会福祉学部福祉計画学科准教授	-	要綱設置	(1) 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居及び安心居住の支援に関すること。 (2) 賃主及び民間賃貸住宅を管理する事業を行なう者への不安軽減等のための支援に関すること。 (3) 住宅確保要配慮者への居住支援のための関係機関相互の連携に関すること。 (4) 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の推進を目的とする啓発活動に関すること。 (5) 住宅確保要配慮者の状況及び民間賃貸住宅市場に関する情報等の共有に関すること。 (6) その他設置目的を達成するために必要な事項	まちづくり推進部 建築調整課 住宅担当 福祉部 福祉管理課 調整担当	・住宅確保要配慮者向け居住支援策の冊子作成 ・住宅確保要配慮者向け相談対応(住宅探しの支援や協力不動産店リスト等の情報提供) ・居住支援に関するセミナーや研修会の開催	【設立経緯】 設立前から高齢者など賃貸住宅への入居が困難な住宅確保要配慮者の支援を行っていたが、住宅セーフティネット法の改正に伴い、関係団体等と連携し、住宅確保要配慮者への支援体制を構築することが求められたため設立することとなった。 【当初課題】 ・家主の不安を解消し、住宅確保要配慮者の入居を可能にするための事業を検討する(新たな見守りサービスの導入など)。 【現在の課題】 ・家主、不動産事業者に対する啓発、協力依頼および支援等のあり方について ・居住支援に係る住宅部局と福祉部局の連携強化 ・居住支援に係る支援団体の維持と開拓	令和元年度より、(株)大田まちづくり公社に窓口業務を委託し、常設の相談窓口を区役所に設置 ・不動産関係団体と協定締結し、団体所属の不動産で住まい探しの相談に応じられる協力店のリストを作成 ※大田区協力不動産店登録登録数 87店舗、令和5年3月末現在)	区のホームページに掲載 区報及び区設掲示板で案内 冊子、ガイドブック、チラシ等を窓口に設置するとともに構成員、不動産関係団体や関係各課等に配布している。	窓口で対象者の相談に応じ助言を行うとともに、協力不動産店リストの提供を行っている。 協力不動産店の一覧表をホームページで公開 協力不動産店のステッカーを店頭に貼付してもらい、周知を図っている。	相談者の希望条件と実態との乖離があることから、協力店であっても断られるケースが多い 相談対応に時間や手間がかかるとのことから、協力不動産店への登録辞退の申し出が出ていていることが課題 住宅相談にとどらず、生活全般にわたる相談が寄せられるため、各関係機関との円滑な連携が課題		

都内居住支援協議会の状況一覧(令和5年3月末時点)

協議会名	設立年月日	構成員					協議会オブザーバー	設立の根拠	規程(会則や設置要綱など)における活動内容	事務局	業務内容	設立当初の課題や設立経緯、方向性、現在の課題など	住まいに関する相談(協力不動産店制度や相談窓口設置など)、生活相談を含めた総合相談窓口の実施について				
		地方公共団体	居住支援法人	宅地建物取引業者で構成する団体	賃貸住宅を経営又は管理する事業を行なう管理業者	その他の住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に資する活動を行う者、学識経験者等							事業の実施主体について	相談等実施の体制について	相談等実施に関する広報について	相談可能な箇所数などについて	相談体制を構築したことによる効果、課題など
世田谷区居住支援協議会	2017年3月	都市整備政策部長 保健福祉政策部長 都市整備政策部 居住支援課長 住宅管理課長 北澤保健福祉センター 生活支援課長 健康づくり課長 玉川保健福祉センター 保健福祉課長 砧保健福祉センター 子ども家庭支援課長 政策企画部 政策企画課長 保健福祉政策部 保健福祉政策課長 生活福祉課長 高齢福祉部 高齢福祉課長 介護予防・地域支援課長 障害福祉部 障害者地域生活課長 障害保健福祉課長 子ども・若者部 子ども家庭課長	ホームネット株式会社 株式会社ケアプロデュース (NPO)せたがや福祉サポートセンター 生活クラブ生活協同組合 (社福)大三島育徳会 インケアフィット株式会社	(公社)東京都宅地建物取引業協会世田谷区支部 (NPO)日本地主家主協会 (公社)全日本不動産協会東京都本部世田谷支部	-	要綱	・関係者(区役所内都市整備領域および保健福祉領域関係所管と不動産団体、居住支援団体等)間での、住宅確保要配慮者に関する不動産市場の動き、住宅確保要配慮者の状況やニーズ、居住支援に係る福祉サービス等の情報共有 ・住まいの確保に関する課題及び課題解決に向けた協議 ・支援策の工夫・見直しや、地域、地区の関係者による住宅確保要配慮者の入居成功例の情報共有 ・住まいサポートセンター(既存事業)と居住支援サービス団体との連携を強化した居住支援の取り組み	都市整備政策部 居住支援課	・居住支援協議会セミナーの講師謝礼費等 ・パンフレットの印刷 ・その他、会議費	都市整備政策部 保健福祉政策部 保健福祉政策課 (一財)世田谷トラスト まちづくり地域共生まちづくり課	・居住者に自立した生活が必要だと考える民間賃貸住宅業界と、住み慣れた地域で継続した住まいを求める住宅確保要配慮者を支える福祉関係者等の共通理解が不十分である。 ・高齢者や障害者等が住み慣れた場所で住まいを確保しづらいといった現状や、家財整理等、大家が抱える不安要素から空き室を所有しているにも関わらず物件の提供を控えるといった課題の共有。 ・居住支援法人を活用し、入居支援や生活支援の促進に向けた連携を行っていく。	(住宅部局の事業) 区の住まいサポートセンター事業のうち、お部屋探しサポートを実施	区の外郭団体である(一財)世田谷トラストまちづくりに事業を委託。 不動産団体2団体と連携し、区内の民間賃貸住宅の空き室情報を提供するサービスを対面式で行う。 区内5ヶ所の地域で相談窓口を展開。	区のホームページに掲載、区の広報紙で案内、案内チラシを窓口で配布・備え付け	住まいサポートセンターに問合せがあった際に、下記の相談窓口開設日の午後1~4時を案内・予約。 ①居住支援課(本庁舎) 毎月毎週木曜日 ②各総合支所 毎月第1~第4火・金曜日	(効果) ・対面式による相談を、住まいサポートセンターのスタッフが寄り添いながら実施することにより、高齢者等の相談者の不安感を軽減。 ・相談者と不動産団体との関係性を構築し、窓口終了後も継続した相談ができる状況の整備。	
渋谷区居住支援協議会	2023年2月	都市整備部長 福祉部長 子ども家庭部 子ども家庭部子育てネウボラ担当部長 都市整備部 住宅政策課長 福祉部 管理課長 高齢者福祉課長 障がい者福祉課長 生活福祉課長	ホームネット株式会社 株式会社Casa	(学識経験者) 日本社会事業大学大学院福祉マネジメント研究科教授 (公社)東京都宅地建物取引業協会渋谷区支部 株式会社 住宅・都市問題研究所 (社福)渋谷区社会福祉協議会 (社福)渋谷区社会福祉事業団 (NPO)ばれっと	-	要綱設置	・住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居促進施策に関すること ・関係機関の連携に関すること ・ほか区長が必要であると認める事項	都市整備部 住宅政策課 居住支援係	・居住支援協議会の開催 ・居住支援セミナーの開催	立退きなど様々な理由により、区内で入居先が見つけられない高齢者世帯等の住宅確保要配慮者に対して、各部局が協力・連携して、民間賃貸住宅への円滑な入居の促進を図るための課題検討や情報共有を行う場として設立	住宅政策課 居住支援係	・常設の相談窓口を住宅政策課にて実施 ・渋谷区高齢者等民間賃貸住宅入居支援事業協会会員名簿(登録数46店舗、令和5年4月3日現在) ・民間賃貸住宅への入居が困難な住宅確保要配慮者について、協定を締結した居住支援法人が物件探しから契約締結までの同行支援を実施 ・福祉部局で受けた住まいに関する相談案件を住宅部局で引き継ぎ、支援・相談の実施	協力不動産店の名簿を区HPで公開、窓口で配布 ・住宅政策課居住支援係窓口1箇所 ・協力不動産店の名簿を区HPで公開、窓口で配布	・協力不動産店名簿により、どこの不動産店に相談していくか不明な相談者にとって不動産店選びの目安になる。 ・住宅部局・福祉部局で連携して相談を受けることで、様々な支援や窓口に繋げることができる。			

都内居住支援協議会の状況一覧(令和5年3月末時点)

協議会名	設立年月日	構成員					協議会オブザーバー	設立の根拠	規程(会則や設置要綱など)における活動内容	事務局	業務内容	設立当初の課題や設立経緯、方向性、現在の課題など	住まいに関する相談(協力不動産店制度や相談窓口設置など)、生活相談を含めた総合相談窓口の実施について				
		地方公共団体	居住支援法人	宅地建物取引業者で構成する団体	賃貸住宅を経営又は管理する事業を行う管理業者	その他の住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に資する活動を行う者、学識経験者等							事業の実施主体について	相談等実施の体制について	相談等実施に関する広報について	相談可能な箇所数などについて	相談体制を構築したことによる効果、課題など
中野区居住支援協議会	2021年3月	都市基盤部住宅課長 地域支えあい推進部地域活動推進課長 地域支えあい推進部地域包括ケア推進課長 地域支えあい推進部南部すこやか福祉センター担当課長 健康福祉部障害福祉課長 健康福祉部生活援護課長 子ども教育部子育て支援課長	ホームネット株式会社 一般社団法人ささえる手	(公社)東京都宅地建物取引業協会中野区支部 (公社)全日本不動産協会東京都本部中野・杉並支部	-	社会福祉法人 中野区社会福祉協議会 中野区民生児童委員協議会 地域包括支援センター 障害者相談支援事業所 地域生活支援センターせせらぎ	-	会則設置	1. 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居支援及び居住の安定確保の方策に関すること。 2. 住宅確保要配慮者又は民間賃貸住宅の賃貸人に対する情報の提供や民間賃貸住宅への入居促進に関する啓発活動に関すること。 3. 住宅セーフティネット制度の周知及びセーフティネット住宅の普及促進に関すること。 4. その他目的達成のために必要な事業の実施に関すること。	都市基盤部住宅課	・総会及び事業運営部会の開催、運営等 ・関連団体との共催による定期合同相談会の開催 ・各種セミナー、勉強会の開催 ・ホームページ運用管理 ・タブレットを活用した相談支援 ・パンフレット作成	・住宅部門と福祉部門の居住支援に関する情報共有と相互理解の促進による連携強化 ・住宅確保要配慮者及び民間賃貸住宅のオーナーの双方に対する情報提供と適切な支援の実施	居住支援協議会の事業、各構成団体との共催で、定期合同相談会を開催することにより区民から様々な相談を受ける機会を設ける。	年3回程度、居住支援協議会の構成団体(住宅部門・福祉部門)との共催で、定期合同相談会を開催することにより区民から案内チラシ、ポスターを窓口や構成団体、府内関係各所管に配布し備え付ける。	・区報に掲載 ・案内チラシ、ポスターを窓口や構成団体、府内関係各所管に配布し備え付ける。	・窓口に問い合わせがあった場合に、住まいの近隣の協力不動産店を紹介。 ・協力不動産店の所在地をホームページで公開。 ・中野区居住支援協議会ステッカーを協力不動産店頭及び構成団体窓口に貼付し住まいの相談ができる環境を作っている。	・住宅を探している相談者が、近隣の協力不動産店に気軽に相談できる。 ・住宅部門・福祉部門で連携して相談を受けることで、様々な支援や窓口に繋げることができる。
杉並区居住支援協議会	2016年11月	保健福祉部長 都市整備部長	-	(公社)東京都宅地建物取引業協会杉並区支部 (公社)全日本不動産協会 東京都本部中野・杉並支部	-	(学識経験者) 横浜国立大学大学院教授 (公社)東京都市不動産鑑定士協会 (社福)杉並区社会福祉協議会 (NPO)CBすぎなみプラス	-	会則設置	1. 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居支援及び居住の安定確保の方策に関すること 2. 住宅確保要配慮者又は民間賃貸住宅の賃貸人に対する情報の提供等に関すること 3. 住宅確保要配慮者向け賃貸住宅の供給促進のための空家等既存住宅ストックの利活用に関すること 4. 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関する啓発活動に関すること 5. その他目的達成のために必要な事業の実施に関すること	保健福祉部管理課長 都市整備部住宅課長 保健福祉部管理課庶務係長 都市整備部住宅課管理係長 都市整備部住宅課空家対策係長 都市整備部住宅課管理係主査	・居住支援協議会運営 ・高齢者等アパートあっせん事業 ・仲介手数料助成 ・高齢者等入居支援事業費 ・家賃等債務保証料助成 ・見守りサービス ・葬儀の実施 ・残存家財等撤去 ・高齢者等賃貸住宅改修助成事業 ・賃貸住宅供給促進事業(モデル事業)	住宅確保要配慮者に対する民間賃貸住宅への入居の促進及び民間賃貸住宅の供給の促進に関する必要な措置について協議することにより、杉並区における福祉の向上と住みやすい地域づくりに寄与する。	平成29年4月1日公益社団法人東京都宅地建物取引業協会杉並区支部、平成29年7月公益社団法人全日本不動産協会東京都本部中野・杉並支部と協定締結し、団体所属の不動産店に対して希望条件の物件の照会ができる体制を構築	・区及び区居住支援協議会のホームページに掲載 ・案内チラシを窓口に備え付け	区住宅課窓口で開庁時は常時相談を受け付け、不動産店を複数回らなくても希望の物件を探すことができる。 相談者に緊急連絡先がない場合、あっせんできないことが課題であるが、そのような事案に対応可能な都指定の居住支援法人を紹介している。		

都内居住支援協議会の状況一覧(令和5年3月末時点)

協議会名	設立 年月日	構成員					協議会 オブザーバー	設立の 根拠	規程(会則や設置要綱など) における活動内容	事務局	業務内容	設立当初の課題 や設立経緯、方向性、 現在の課題など	住まいに関する相談(協力不動産店制度や相談窓口設置など)、生活相談を含めた総合相談窓口の実施について				
		地方公共団体	居住支援法人	宅地建物取引業者で 構成する団体	賃貸住宅を経営又は 管理する事業を行つ管 理業者	その他の住宅確保要配慮 者の民間賃貸住宅への円 滑な入居の促進に資する 活動を行う者、学識経験 者等							事業の実施主体 について	相談等実施の体制 について	相談等実施に関する 広報について	相談可能な箇所数など について	相談体制を構築したこと による効果、課題など
豊島区 居住支援協議会	2012年7月	都市整備部住宅 課 保健福祉部福祉 総務課 保健福祉部障害 福祉課	会員ではないが、登録 団体の7団体が居住支 援法人の認定を受けて いる	(公社)東京都宅地建 物取引業協会豊島区 支部 (公社)全日本不動産 協会豊島文京支部	-	(学識経験者) 日本女子大学家政学部 住居学科教授 (一社)東京都建築士事 務所協会豊島支部 NPO法人としまNPO推進 協議会 (社福)豊島区民社会福 祉協議会共生社会推進・ 事業開発課 株式会社 住宅・都市問 題研究所	(オブザーバーとして、定期的な参加はないが、登録団体の居住支援団体、居住支援法人が参加をすることがある。)	会則設置	第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。 一 豊島区内の空き家・空き室・空き店舗等の有効活用による住宅確保要配慮者への住まい及び居場所の提供の促進に関すること。 二 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進及び居住の安定方策に関すること。 三 住宅確保要配慮者又は民間賃貸住宅の賃貸人にに対する情報の提供等の支援に関すること。 四 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関する啓発活動等住宅市場の環境整備に関すること。 五 その他目的達成のために必要な事業。	都市整備部住宅課 保健福祉部福祉総務 課 NPO法人としまNPO推進 協議会 株式会社 住宅・都市 問題研究所	1. 高齢者の居住支援を進める 仕組みづくり 2. 居住支援の包括的なネット ワーク体制の構築 3. 住宅確保要配慮者のニーズ に応じる体制の整備 4. セーフティーネット専用住宅 の供給、としま居住支援バンク の登録促進、入居支援に係る サービスの周知 5. 普及啓発活動の推進	【設立経緯】 住宅マスターープランの重点 事業として、豊島区内の空き 家等の有効活用による住宅 確保要配慮者への住まい及 び居場所の提供の促進を行 うことを目的に設立された。 【課題】 居住支援バンクの登録が進 んでいない。また、区の事業 と重複している部分が多く、 事業の整理が必要。 【方向性】 区ではできない居住支援協 議会のネットワークを活用し た活動(普及啓発活動や区 内居住支援団体等との連携 促進)を進めていく。	居住支援協議会ではな く、豊島区として住まいに 関する相談窓口を設けて いる。	区役所内福祉総務課に 常設窓口を設置。	HPや広報で周知。	区役所に1箇所。	令和3年4月より、都市整 備部住宅課から保健福 祉部福祉総務課に住宅 相談窓口を移管したこと により、福祉部署と、入居 相談の一体的実施が可 能となった。 また、福祉サービスが必 要と思われる相談者につ いて、より適切な案内が 可能となつた。
北区 居住支援協議会	2019年3月	「会長」まちづくり 部長 「副会長」福祉 部長 「子ども未来部長	-	・(公社)東京都宅地建 物取引業協会北区支 部 ・(公社)全日本不動産 協会東京都本部城北 支部	-	・北区民生委員児童委員 協議会 ・(社福)北区社会福祉協 議会 ・NPO法人 ピアネット北 ・NPO法人北区精神障害 者を守る家族会飛鳥会 ・NPO法人学生支援ハウ スようこそ ・(公財)東京都防災・建 築まちづくりセンター	会則設置	1 住宅確保要配慮者又は民 間賃貸住宅の賃貸人に対す る情報の提供等に関するこ と。 2 住宅確保要配慮者の民間 賃貸住宅への円滑な入居の 促進及び居住の安定に関す ること。 3 住宅確保要配慮者の民間 賃貸住宅への円滑な入居の 促進に関する啓発活動その 他の住宅市場の環境整備に に関すること。 4 その他目的を達成するた めに必要な事業	まちづくり部 住宅課	1 住宅確保要配慮者又は民 間賃貸住宅の賃貸人に対す る情報の提供等に関する情 報の提供等に関すること。 2 住宅確保要配慮者の民間 賃貸住宅への円滑な入居の促進 及び居住の安定に関するこ と。 3 住宅確保要配慮者の民間 賃貸住宅への円滑な入居の促進 に関する啓発活動その他の住 宅市場の環境整備に関するこ と。 4 その他目的を達成するた めに必要な事業	・需要と供給のバランスを取 りながら、現況を注視し、福 祉部門と連携を図り居住支 援に関する取組を進めてい く必要がある。	-	-	-	-	-	
板橋区 居住支援協議会	2013年7月	健康生きがい部 長寿社会推進課 長 おとしより保健福 祉センター長 福祉部 生活支援課長 障がい政策課長 板橋福祉事務所 長 子ども家庭部 子ども政策課長 都市整備部 都市整備部長 住宅政策課長	-	(公社)東京都宅地建 物取引業協会板橋区支 部 (NPO)日本地主家主 協会 (公社)全日本不動産協 会 東京都本部城北支 部	(学識経験者) 東洋大学教授 板橋区町会連合会 板橋区民生・児童委員協 議会 (社福)板橋区社会福祉 協議会 (公財)東京都防災・建築 まちづくりセンター (一社)全国保証機構	会則設置	1 住宅確保要配慮者又は民 間賃貸住宅の賃貸人に対す る情報の提供等に関するこ と。 2 住宅確保要配慮者の民間 賃貸住宅への円滑な入居の 促進及び居住の安定方策に に関するこ と。 3 住宅確保要配慮者の民間 賃貸住宅への円滑な入居の 促進に関する啓発活動等住 宅市場の環境整備に関するこ と。 4 その他目的達成するため に必要な事業	都市整備部 住宅政策課 住宅政策推進係	・総会、実務者会議開催の会長 (学識経験者)謝礼 ・大家セミナー講師謝礼 ・大家セミナーチラシ作製等 ・相談窓口運営のための消耗品 購入、パンフレットの印刷等	立退きや保証人が見つから ない等の理由により、高齢者 等が入居を拒まれたり、居住 を続けていくことが困難な状 況がある等の課題をふまえ、 民間賃貸住宅の有効活用を 囲りながら、各種団体の連携 や協働を通じて、高齢者等 の居住の安定・確保を図る。	①住宅政策課に於いて、 高齢者等世帯住宅情報 ネットワーク事業を実施。 区内協力不動産店に物 件の情報提供依頼を行 っている。 ②居住支援協議会窓口 として、住まいの相談窓 口(板橋りんりん住まい ネット)を設置し、お困 りの状況にあつた支援 サービス情報の提供を行 っている。	常設の相談窓口を住宅 政策課にて実施	①区のHPに掲載 ②リーフレットを作製し 関係部署に配布 ③関係部署が作製す る冊子への掲載	区内協力不動産店 約150店舗のリストを作 製し、窓口で配布及びH Pに掲載	①必要な支援先の情報 提供の実施 ②協力してくれるオ ナーの開拓 ③居住支援法人との連 携強化		

都内居住支援協議会の状況一覧(令和5年3月末時点)

協議会名	設立年月日	構成員					協議会オブザーバー	設立の根拠	規程(会則や設置要綱など)における活動内容	事務局	業務内容	設立当初の課題や設立経緯、方向性、現在の課題など	住まいに関する相談(協力不動産店制度や相談窓口設置など)、生活相談を含めた総合相談窓口の実施について				
		地方公共団体	居住支援法人	宅地建物取引業者で構成する団体	賃貸住宅を経営又は管理する事業を行う管理業者	その他の住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に資する活動を行う者、学識経験者等							事業の実施主体について	相談等実施の体制について	相談等実施に関する広報について	相談可能な箇所数などについて	相談体制を構築したことによる効果、課題など
練馬区居住支援協議会	2019年4月	建築・開発担当部長 福祉部長 高齢者施策担当部長 障害者施策推進課長 生活福祉課長 高齢者支援課長 環境課長 住宅課長	-	(公社)東京都宅地建物取引業協会練馬区支部 (公社)全日本不動産協会 東京都本部練馬支部	-	練馬区介護サービス事業者連絡協議会 練馬区社会福祉協議会 区立障害者地域生活支援センター 地域包括支援センター	-	要綱	(1)住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居促進策に関すること。 (2)関係機関の連携に関すること。 (3)その他区長が必要と認める事項	建築・開発担当部 住宅課 管理係	(1)住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居促進策に関する検討 (2)関係機関の連携に関する検討	<設立経緯> 設立の30年1月から不動産団体等と情報交換会を6回開催し諸課題について協議を行い、協議会設立に至った。 <課題> (1)情報提供のみでは自ら住まいの確保が困難な高齢者については、成約につながらよう、伴走型支援をはじめより効果的に支援をすることが必要 (2)情報提供事業へは多くの申込みがある一方、成約件数は多くない。高齢者など住宅確保要配慮者の入居には、孤独死のリスク等があることが理由である。建物所有者の理解を深めることが必要。	住宅課	・主に住まい確保支援事業(空き室物件の情報提供)への申込手続きの際に行うほか、随時住宅課職員が行っている。 ・伴走型支援では、委託事業者が住まいや生活の相談等も行っている。	区ホームページへの掲載ほか、地域包括支援センターなど要配慮者が相談のために利用する頻度が高い施設に事業チラシを設置している。	住宅課窓口ほか区内4か所の総合福祉事務所	・本府舎に来庁を要せず最寄りの総合福祉事務所において住まい確保支援事業の申込が可能となった。 ・定期的に住まい確保支援委託事業者との情報共有の場を設けることで、住宅確保要配慮者の実情等を把握できている。
足立区居住支援協議会	2020年12月	副区長 福祉部長 高齢者施策推進室長 地域包括ケア推進課長 高齢福祉課長 都市建設部長 建築室長	-	(公社)東京都宅地建物取引業協会足立区支部 (公社)全日本不動産協会東京都本部城東第一支部	-	足立区介護サービス事業者連絡協議会 足立区民生・児童委員協議会 (社福)足立区社会福祉協議会	-	要綱設置	(1)住宅確保要配慮者の状況及び民間賃貸住宅市場に関する情報の共有に関すること。 (2)住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居促進策に関すること。 (3)関係機関の連携に関すること。 (4)その他設置目的を達成するために必要な事項。	都市建設部 建築室 住宅課 住宅計画係	(1)住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居促進策に関する検討 (2)お部屋さがしサポート事業内容の検討	<課題> 設立以前から住宅あっせん事業を行っていたが、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居促進としては成約率が低く、成果を表すことができなかった。 <設立経緯> 上記課題を解決するため関係団体等と連携し、情報共有や意見を取り入れた施策を立ち上げるために設立。 <方向性> まずは相談者が抱えている問題を把握し、その解決から入居までの寄り添ったサポートを行い、入居後も見守りや相談等に応じて家主等の不安解消を目指す。	足立区(住宅部署、福祉部署)の事業:お部屋さがしサポート事業	東京都宅地建物取引業協会、全日本不動産協会や福祉部署と連携し、月に2回お部屋さがしサポート事業を実施。 令和3年4月12日に不動産団体、保証会社と足立区における居住支援の連携に関する協定を締結し、住まい探しの相談できる体制を構築。	区のホームページ・広報に掲載 案内チラシを窓口や関係部署に配布	足立区役所中央館4階住宅課	R3.R4年度と事業を実施して相談件数256件(R4)と多くの方が問い合わせや相談をいただいている。成約件数もお部屋紹介した約半数が入居しており、区職員(福祉部と住宅部)、不動産協会が頑張ってくれている。緊急連絡先や初期費用の確保、残置物問題解決策の確立。多くのオーナー、不動産店の理解、協力を得ること。
葛飾区居住支援協議会	2019年6月	都市整備部 調整課長、住環境整備課長 地域振興部 危機管理課長 福祉部 福祉管理課長、高齢者支援課長、地域包括ケア担当課長、障害福祉課長 子育て支援部 子育て支援課長	東京都の指定を受けた居住支援法人 1法人	(公社)東京都宅地建物取引業協会葛飾区支部 (公社)全日本不動産協会 東京都本部城東第一支部	-	(社)葛飾区社会福祉協議会	-	会則設置	1 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進及び居住の安定方策に関すること。 2 住宅確保要配慮者又は民間賃貸住宅の賃貸人に対する情報の提供等の支援に関すること。 3 住宅確保要配慮者向け賃貸住宅の供給に関すること。 4 その他目的達成のため必要な事項に関すること。	都市整備部 住環境整備課	・住み替え相談窓口の設置 ・高齢者向け優良賃貸住宅から東京ささエール住宅への移行の検討	住宅確保要配慮者に民間賃貸住宅への円滑な入居の促進や、対応する住宅の供給の促進等に関する事項について協議することで、区の福祉の向上と豊かで住みやすい地域づくりに貢献する必要があったため設立	・住み替え相談 ・あんしん民間賃貸住宅補償料助成 ・家賃債務保証料助成	・常設の住み替え相談窓口を設置 ・広報誌 ・案内チラシを窓口にて配布	・区のホームページに掲載 ・協力不動産店を募集し、名簿の作成を予定(各不動産団体の会員を対象)	・協力不動産店を募集し、件数を増やすこと・助成制度の周知と活用	

都内居住支援協議会の状況一覧(令和5年3月末時点)

協議会名	設立年月日	構成員					協議会オブザーバー	設立の根拠	規程(会則や設置要綱など)における活動内容	事務局	業務内容	設立当初の課題や設立経緯、方向性、現在の課題など	住まいに関する相談(協力不動産店制度や相談窓口設置など)、生活相談を含めた総合相談窓口の実施について				
		地方公共団体	居住支援法人	宅地建物取引業者で構成する団体	賃貸住宅を経営又は管理する事業を行う管理業者	その他の住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に資する活動を行う者、学識経験者等							事業の実施主体について	相談等実施の体制について	相談等実施に関する広報について	相談可能な箇所数などについて	相談体制を構築したことによる効果、課題など
江戸川区居住支援協議会	2018年7月	福祉部子ども家庭部健康部	ホームネット(株)	(公社)東京都宅地建物取引業協会江戸川区支部 (公社)全日本不動産協会 東京都本部江戸川支部	-	(社)江戸川区社会福祉協議会	-	会則設置	1.住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進及び居住の安定方策に関すること 2.住宅確保要配慮者又は民間賃貸住宅の賃貸人に対する情報の提供等の支援に関すること 3.住宅確保要配慮者向け賃貸住宅の供給に関すること 4.その他目的達成のために必要な事項に関すること	江戸川区福祉部 福祉推進課	・要配慮者向け賃貸住宅相談会を年8回実施 ・SN制度普及啓発を目的とした、賃貸住宅オーナー向けセミナーを年1回実施 ・居住支援施策周知を目的としたパンフレットの作成	・府内、外部団体との連携強化 ・空き家、空き室の解消 ・住宅確保要配慮者の居住支援については、設立前から、区のそれぞれの部署で取組を行ってきたが、府内、外部団体と連携し、居住支援策の拡充を図るため、居住支援協議会を設立 ・SN制度の周知、啓発	熟年者に親切な店協議会: (公社)東京都宅地建物取引業協会江戸川区支部	協力不動産として「熟年者に親切な店」の登録をしてもらう。	・区役所窓口での案内 ・宅建江戸川支部HPでの案内	・窓口に問い合わせがあった場合に、お住いの近所の協力不動産店を紹介。もしくは一覧を配布。 ・登録協力不動産店にて独自マークを店頭に掲示し住まいの相談ができる環境を作っている。	・住まい探しに困っている高齢者に即案内ができる。 ・年1度相談状況の統計を確認できる。
八王子市居住支援協議会	2016年2月	まちなみ整備部長市民活動推進部長 福祉部生活福祉担当部長まちなみ整備部住宅政策課長 福祉部 生活自立支援課長	-	(公社)東京都宅地建物取引業協会八王子支部 (社福)八王子市社会福祉協議会 (公社)全日本不動産協会東京都本部多摩南支部	-	(一財)八王子市まちづくり公社 (社福)八王子市社会福祉協議会 八王子市民生委員児童委員協議会	-	会則設置	1. 住宅確保要配慮者又は民間賃貸住宅の賃貸人にに対する情報の提供等の支援に関すること。 2. 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進及び居住の安定方策に関すること。 3. 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関する啓発活動等住宅市場の環境整備に関すること。 4. その他目的達成のために必要な事業	八王子市 まちなみ整備部 住宅政策課 居住支援協議会担当	1. 住宅セーフティーネット住宅確保要配慮者向け住宅登録の促進 2. 居住支援協力店の登録及び公開 3. 住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録を普及拡大する 4. その他事務	設立経緯 市営住宅の応募倍率が高い水準で推移していることや、高齢者人口、障害者人口の増加、子育て世帯の増加等の状況があるなかで、市において住宅確保要配慮者に対し適切な支援を行う不動産店を「居住支援協力店」として登録及びホームページに公開する。さらに居住支援協力店ステッカーを登録店舗に表示 設立当初の課題 「あんしん住宅」、「居住支援協力店」の登録数が少ない。	1 「居住支援協力店」の登録: 協議会の趣旨に賛同し、協議会と連携し住宅確保要配慮者の相談に応じる不動産店を「居住支援協力店」として登録・公開 ※居住支援協力店登録事業（登録数34店） 2 住居確保相談会の開催: 居住支援協力店、福祉部局と連携し、休日に相談会を実施 ※令和4年度は6回実施	居住支援協議会	市のホームページ、広報に掲載	1 居住支援協力店として登録している不動産店をホームページで公開するともに、独自のマークを店頭に貼付し住まいの相談がしやすい環境を作っている。 また、事務局窓口に問い合わせがあった場合においても、住まいの場所等の実情に合わせて協力不動産店を紹介している。 2 今後は居住支援法人や福祉関連の団体等と連携を図っていく。	
立川市居住支援協議会	2021年9月	市民生活:市民生活部長 住宅課長 福祉保健部: 福祉総務課長 地域福祉課長 障害福祉課長 生活福祉課長 高齢福祉課長	(株)こたつ生活介護 (一社)介護グループふれあい	(公社)東京都宅地建物取引業協会立川支部 (独法)都市再生機構 (公社)全日本不動産協会東京都本部多摩北支部	(一財)立川市社会福祉協議会 東京都住宅供給公社	(一財)高齢者住宅財団	会則設置	(1)住宅確保要配慮者又は民間賃貸住宅の賃貸人にに対する情報の提供等に関すること。 (2)住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進及び居住の安定方策に関すること。 (3)住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居を促進に関する啓発活動等住宅市場の環境整備に関すること。 (4)その他目的達成のために必要な事業に関すること。	立川市市民生活部 住宅課	・設立前から、住宅確保要配慮者の支援は市の各部署で行っていたが、福祉関係部署や各種団体等と連携し、支援を行うため、協議会を設置した。 ・居住支援協議会運営 ・居住相談窓口「みんなの住まいサポートたちかわ」による住宅確保要配慮者の物件探し・同行支援・居住支援 ・居住支援セミナーの実施 ・普及啓発パンフ・チラシの作成と配布 ・不動産協力店の確保	居住支援協議会の事業(市予算): ・居住相談窓口「みんなの住まいサポートたちかわ」	毎週木曜日(年間50日) 午後に相談窓口(45分3件分)を市役所に設置	・市のホームページに掲載 ・広報紙に不定期で掲載 ・案内チラシを市関係課及び関係団体に設置	・居住相談窓口の相談場所や日程について、相談者の状況に合わせて柔軟に対応している。	・市内の登録不動産協力店16店をホームページで一覧にして公開している。 ・不動産協力店と斡旋物件数をいかに増やしていくかが課題		

都内居住支援協議会の状況一覧(令和5年3月末時点)

協議会名	設立年月日	構成員					協議会オブザーバー	設立の根拠	規程(会則や設置要綱など)における活動内容	事務局	業務内容	設立当初の課題や設立経緯、方向性、現在の課題など	住まいに関する相談(協力不動産店制度や相談窓口設置など)、生活相談を含めた総合相談窓口の実施について				
		地方公共団体	居住支援法人	宅地建物取引業者で構成する団体	賃貸住宅を経営又は管理する事業を行なう管理業者	その他の住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に資する活動を行う者、学識経験者等							事業の実施主体について	相談等実施の体制について	相談等実施に関する広報について	相談可能な箇所数などについて	相談体制を構築したことによる効果、課題など
武藏野市あんしん住まい推進協議会	2022年12月	健康福祉部長 子ども家庭部長 都市整備部長	-	(公社)東京都宅地建物取引業協会武藏野中央支部 (公財)武藏野市福祉公社 (社福)武藏野市社会福祉協議会 (社福)武藏野	-	大妻女子大学社会情報学部教授 (公社)東京都宅地建物取引業協会府中稻城支部 (社福)府中市社会福祉協議会 (一社)東京都建築士事務所協会南部支部 府中市民生委員児童委員協議会	-	要綱設置	(1) 住宅確保要配慮者又は民間賃貸住宅の貸人に対する情報の提供等に関する事。 (2) 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居及び居住の安定確保の支援に関する事。 (3) 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居を促進するための普及啓発に関する事。 (4) 民間賃貸住宅の入居支援に係る関係機関の連携に関する事。 (5) その他市長が必要と認める事項	武藏野市都市整備部 住宅対策課	・あんしん住まい推進協議会の運営 ・居住支援にかかる相談窓口の設置 ・不動産協力店の確保 ・普及啓発パンフレット等の作成	従前から賃貸住宅への入居が困難な高齢者の支援を行っていたが、住宅マスターによる重点施策として、関係団体等と連携し、住宅確保要配慮者への入居及び居住支援に取り組むために設置を検討していた。	武藏野市(住宅部局)の事業:あんしん住まい推進事業 住宅対策課(事務局)が通常業務の中で住まい相談を受付	・市役所窓口でパンフレット配架 ・関係部署が作製する冊子への掲載	・窓口に問い合わせがあつた場合に、協力不動産店を紹介	・関係団体が連携することで一定の効果があると考えている。 ・相談者の希望と実際の物件の家賃等の乖離が課題	
府中市居住支援協議会	2020年7月	都市整備部(住宅課、建築指導課) 福祉保健部(地域福祉推進課、生活福祉課、高齢者支援課、介護保険課、障害者福祉課) 子ども家庭部 子育て応援課	・ホームネット(株) ・(一社)ささえ手	(公社)東京都宅地建物取引業協会府中稻城支部 (公社)全日本不動産協会東京都本部多摩中支部	-	会則設置	(1) 住宅確保要配慮者又は民間賃貸住宅の貸人に対する情報の提供等の支援に関する事。 (2) 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進及び居住の安定方策に関する事。 (3) 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関する啓発活動等住宅市場の環境整備に関する事。 (4) その他目的達成のために必要な事項に関する事。	府中市都市整備部住宅課	・住まい相談窓口の設置((社福)府中市社会福祉協議会) ・不動産事業者協力店の確保 ・セミナー開催	【設立経緯】 ・設立前は市の各部署で住宅確保要配慮者の居住支援をしていたが、府内と外部団体と連携し更なる支援を行うため居住支援協議会を設立。 【当初課題】 ・設立当初の令和2年7月から、市住宅課に住まい相談窓口を設置し相談を受けていたが、相談者の多くが住宅だけではなく福祉の問題も抱えており、市住宅課だけでは対応できない事例が増えてきた。 そのため、令和4年度から福祉の知見を有する府中市社会福祉協議会へ住まい相談窓口を移した。 【現在の課題】 居住支援に係る住宅部局と福祉部局の連携強化。	府中市居住支援協議会の事業:住宅セーフティネット住まい相談事業 ・常設の相談窓口を府中市社会福祉協議会に設置 ・市のホームページに掲載 ・案内チラシを福祉部局、地域包括支援センター及び地域生活支援センターに設置	・不動産事業者協力店をホームページで一覧にして公開している。(27店舗)	【効果】 ・社会福祉協議会に窓口を移したことにより、福祉的課題も並行して対応することができる。 ・居住支援法人・市内の不動産事業者協力店から不動産関連の情報を得ることができる。 【課題】 ・相談者の希望と実際の物件の家賃等の乖離が見受けられる。				
調布市居住支援協議会	2015年12月	都市整備部:住宅課長 子ども生活部:子ども政策課長、子ども家庭課長 (公財)日本賃貸住宅管理協会 東京都支部分 ホームネット株式会社	(公社)東京都宅地建物取引業協会 (公社)全日本不動産協会 東京都本部	東京都住宅供給公社 調布市地域包括支援センター 調布市民生児童委員協議会	大妻女子大学社会情報学部教授	会則設置	1 住宅確保要配慮者又は民間賃貸住宅の貸人に対する情報の提供等の支援に関する事業 2 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進及び居住の安定方策に関する事業 3 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関する啓発活動等住宅市場の環境整備に関する事業 4 その他目的達成のために必要な事業	調布市都市整備部住宅課	・仲介支援料の助成 ・債務保証料の助成 ・入居促進協力料の助成 ・調布市すまいぐみり相談室(住宅確保要配慮者相談窓口)の開設第1・第3・第5木曜日、4組限定 ・居住支援に係る居住支援団体の講演、活動事例発表等のセミナー開催	・当初多摩地区的自治体では協議会を設置していなかったため、設立にあたり協議会の実態の把握が困難であった。 また、設立当初は施策の対象を高齢者に絞っていたが、協議を進める中で障害者やひとり親世帯についても一定のニーズがあることが判明し、担当課との連携が必要となつた。 ・市の基本計画に居住支援に向けた取組みを進めることを明記しており、住宅マスターによる重点施策として、居住支援協議会の設置を明記している。また、公営住宅を新築、増築することは財政上厳しい状況であるため、既存の民間賃貸住宅への円滑な入居支援の仕組みの構築が必要となり、協議会の設置に至る。	・住まいぐみり相談室(居住支援協議会構成員:ホームネット株式会社)の相談員による相談を事前予約により第1・第3・第5木曜日、4組限定で実施 ・調布市住宅確保要配慮者相談窓口設置事業 ・調布市居住支援協議会協力不動産店制度 ・入居を促進する助成事業(民間賃貸住宅家賃等債務保証支援事業及び民間賃貸住宅仲介支援事業、入居促進協力事業)の実施	・市のホームページに掲載(「住まいぐみり相談室」のパンフレット、協力不動産店リスト一覧) ・調布市居住支援協議会協力不動産店制度 ・市役所窓口でパンフレット配架	・事前予約のうえ、市役所内相談室で相談対応 ・協力不動産店29店舗(令和5年5月現在)	・効果:①不動産会社の高齢者の拒否反応が薄くなった。②福祉部門と住宅部門の連携がとりやすくなつた。 ・課題:①精神障害者や緊急連絡先のない方にに対する物件紹介などが、うまく対応できていない。 ②相談枠がいっぱいので、相談予約がなかなか取れない。			

都内居住支援協議会の状況一覧(令和5年3月末時点)

協議会名	設立年月日	構成員					協議会オブザーバー	設立の根拠	規程(会則や設置要綱など)における活動内容	事務局	業務内容	設立当初の課題や設立経緯、方向性、現在の課題など	住まいに関する相談(協力不動産店制度や相談窓口設置など)、生活相談を含めた総合相談窓口の実施について				
		地方公共団体	居住支援法人	宅地建物取引業者で構成する団体	賃貸住宅を経営又は管理する事業を行なう管理者	その他の住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に資する活動を行う者、学識経験者等							事業の実施主体について	相談等実施の体制について	相談等実施に関する広報について	相談可能な箇所数などについて	相談体制を構築したことによる効果、課題など
町田市居住支援協議会	2019年5月	地域福祉部生活支援課長 地域福祉部障がい福祉課長 いきいき生活部高齢者支援課長 子ども生活部子ども総務課長 都市づくり部住宅課長	(社福)悠々会	(公社)東京都宅地建物取引業協会町田支部 (公社)全日本不動産協会東京都本部町田支部	(独法)都市再生機構 東京都住宅供給公社	(社福)町田市社会福祉協議会 (公社)町田市シルバー人材センター	-	要領設置	(1)住宅確保要配慮者の状況及び民間賃貸住宅の市場動向についての情報の共有であること (2)住宅確保要配慮者の円滑な入居及び安心して住み続けるための支援に関する事項 (3)関係機関の連携に関する事項 (4)その他市長が必要であると認めた事項	町田市 都市づくり部 住宅課	・居住支援協議会の開催 ・居住支援にかかる相談窓口の設置	【設立経緯】 ・不動産関係団体、居住支援関係団体と行政が連携し、住宅確保要配慮の民間賃貸住宅への円滑な入居を促進するために、情報共有を行うために町田市居住支援協議会を設立した。 【現在の課題】 ・関係機関との連携 ・福祉部署との連携 【方向性】 ・セミナー等を開催し、事業の周知及び協力体制構築をはかり、相談者への支援を円滑に行える体制づくりを行う。	町田市居住支援協議会:居住支援相談窓口事業	常設の窓口を構成員である社会福祉法人に設置 ・市のホームページに掲載 ・案内チラシを市の施設や構成員の窓口に設置		窓口に問合せがあった場合に、必要に応じて構成員である不動産団体を紹介	【効果】 ・住宅の窓口だけでは支援の繋がりが不十分であった福祉の支援までつなげることができるようになった。 ・公営住宅ではいきいきできない要配慮者の支援が可能となった。 【課題】 ・不動産事業者等に居住支援事業の周知や協力体制が不十分である。
小金井市居住支援協議会	2022年4月15日	都市整備部長 地域福祉課長 自立生活支援課長 高齢福祉担当課長 地域包括支援センター 子育て支援課長 まちづくり推進課長	-	公益社団法人東京都宅地建物取引業協会武藏野中央支部 公益社団法人全日本不動産協会東京都本部多摩中央支部	-	社会福祉法人小金井市社会福祉協議会	-	会則設置	1 住宅確保要配慮者又は民間賃貸住宅の賃貸人に対する情報の提供等の支援に関する事項。 2 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進及び居住の安定方策に関する事項。 3 民間賃貸住宅の賃貸人からの物件登録促進のための環境整備に関する事項。 4 その他目的達成のために必要な事項に関する事項。	まちづくり推進課	・相談窓口の委託 ・協力不動産店の確保 ・居住支援を周知・啓発するためのチラシ作成 ・居住支援を周知・啓発するための講演会	住宅に関する相談が増えていることを受け、令和4年3月に策定した小金井市住宅マスタープランの中で居住支援への取組について施策として明記し、府内、府外の関係する団体等と話を重ね、令和4年4月15日に協議会を設立した。 今後は、不動産関係団体及び福祉関係団体との連携強化を図る。	社会福祉法人 社会福祉協議会	業務委託で実施 チラシ・市報・HP等	1箇所	住居を探している方の相談対応により、成約に至った。 今後も福祉関係者との連携を密にして、住宅確保要配慮者の居住支援を推進する。	
日野市居住支援協議会	2017年3月	健康福祉部長 まちづくり部長	-	(公社)東京都宅地建物取引業協会南多摩支部 (公社)全日本不動産協会多摩南支部	(NPO)日本地主家主協会 (独法)都市再生機構 東日本賃貸住宅本部 学識経験者 東洋大学ライフデザイン学部教授	(社福)日野市社会福祉協議会 日野市地域包括支援センター代表 学識経験者 東洋大学ライフデザイン学部教授	-	会則設置	1 住宅確保要配慮者又は民間賃貸住宅の賃貸人に対する情報の提供等の支援に関する事業 2 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進及び居住の安定方策に関する事業 3 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関する啓発活動等住宅市場の環境整備に関する事業 4 前3号に掲げるもののほか、目的達成のために必要な事業	まちづくり部 都市計画課	・相談窓口の設置 毎週木曜日に要配慮者向け相談窓口として「あんしん住まいの日野」を設置し、要配慮者の相談を受け付け、不動産協力店を通じて転居先の確保を行うことや、本人の状況に合わせた生活支援を行う。 <相談期間> 令和4年4月1日から令和5年3月31日までの毎週木曜日(祝日除く) <相談時間> 指定する時間で1日4回、個別相談を行う。 ・見守り機器設置補助金 ハローライトを設置する不動産事業者等に対し20千円を上限に助成を行う。	・住宅に困窮している住宅確保要配慮者数及び課題の把握 ・不動産協会及び福祉事業者との連携方法	居住支援協議会としての事業	市ホームページに掲載 定期的に発行する広報紙で案内 案内チラシを窓口や構成員、不動産店に配布し備え付け 福祉関係者(ケアマネ、民生委員など)に対して訪問、説明を実施	原則相談窓口で受け付け	福祉関係者や不動産事業者等に相談窓口を開設している旨の情報を届けているが、要配慮者にどの程度情報が行き届いているのか不明。	

都内居住支援協議会の状況一覧(令和5年3月末時点)

協議会名	設立年月日	構成員					協議会オブザーバー	設立の根拠	規程(会則や設置要綱など)における活動内容	事務局	業務内容	設立当初の課題や設立経緯、方向性、現在の課題など	住まいに関する相談(協力不動産店制度や相談窓口設置など)、生活相談を含めた総合相談窓口の実施について				
		地方公共団体	居住支援法人	宅地建物取引業者で構成する団体	賃貸住宅を経営又は管理する事業を行う管理業者	その他の住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居に資する活動を行う者、学識経験者等							事業の実施主体について	相談等実施の体制について	相談等実施に関する広報について	相談可能な箇所数などについて	相談体制を構築したことによる効果、課題など
狛江市居住支援協議会	2019年5月	福祉政策課長 福祉相談課長 高齢障がい課長 子ども政策課長 まちづくり推進課長	(公財)日本賃貸住宅管理協会東京都支部	(公社)東京都宅地建物取引業協会調布狛江支部 (公社)全日本不動産協会東京都本部多摩東支部	狛江市地域包括支援センター 狛江市社会福祉協議会 狛江市民生委員・児童委員協議会 狛江市町会・自治会連合会 聖徳大学心理・福祉学部 社会福祉学科准教授 大妻女子大学社会情報学部 社会情報学科環境情報学専攻教授	-	会則設置	1 住宅確保要配慮者又は民間賃貸住宅の貸貸人に対する情報の提供等の支援に関すること。 2 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進及び居住の安定方策に関すること。 3 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関する啓発活動等住宅市場の環境整備に関すること。 4 その他目的達成のために必要な事業	狛江市都市建設部 まちづくり推進課 狛江市福祉保健部 福祉政策課	【住まい探しの相談窓口】 毎月第1火曜日に要配慮者向け相談窓口を設置し、要配慮者の相談を受け付け、不動産協力店を通じて転居先の確保を行うことや、本人の状況に合わせた相談を行う。 <相談期間> 令和5年度中の毎月第1火曜日 <相談時間> 毎月第1火曜日の①10時から10時30分②10時45分から11時15分③11時30分から12時の3回	・住宅確保要配慮者が自力では適切な住宅を確保することが困難であることや、賃貸人が近隣トラブルや孤独死などの不安により賃貸物件に対する入居をためらう場面が生じている。狛江市においては、市・不動産関係団体・居住支援団体等が連携し、住宅確保要配慮者及び民間賃貸住宅の賃貸人の双方に対し、支援を実施する組織として住宅セーフティネットに基づき設立する運びとなった。 ・構成団体の連携のもとで取組みを協議・調整し、居住支援の実施につなげることを目的とする。	住まい探しの相談は、狛江市居住支援協議会が委託をして実施している。 事業実施主体は狛江市居住支援協議会。	業務委託締結先の(NPO)日本地主家主協会が市役所にて月に1回の相談を実施(3件)、相談の事前受付は福祉担当部署にて行う。	市報に定期的に掲載	相談については、業務委託締結先の(NPO)日本地主家主協会が請け負っており、また、紹介物件は協会を窓口として紹介している。	物件の紹介以前の居住に関する相談が多い。	
多摩市居住支援協議会	2017年5月	都市整備部長 健康福祉部長	-	(公社)東京都宅地建物取引業協会南多摩支部 (公社)全日本不動産協会東京都本部多摩南支部	(独法)都市再生機構 東日本賃貸住宅本部 東京都住宅供給公社 (社福)多摩市社会福祉協議会	東京都	会則設置	1 住宅確保要配慮者又は民間賃貸住宅及び公的賃貸住宅の貸貸人に対する情報の提供等の支援に関すること。 2 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅又は公的賃貸住宅への円滑な入居の促進及び居住の安定方策に関すること。 3 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅又は公的賃貸住宅への円滑な入居の促進に関する啓発活動及び民間賃貸住宅又は公的賃貸住宅からの物件提供促進のための環境整備に関すること。 4 その他目的達成のために必要な事項に関すること。	多摩市 都市整備部 都市計画課 健康福祉部 福祉総務課	・居住支援相談窓口の運営を、委託により実施。 ・お部屋探しサポート協力店制度を実施、登録している協力店と相談窓口が連携して部屋探しを実施。 ・家主・不動産事業者・福祉関係団体・居住支援法人を対象に住宅セーフティネット制度の普及啓発、住宅確保要配慮者の受入れに関する理解を深めるためのセミナー開催 ・居住支援の必要性や本協議会の設立や取組み内容などを掲載した啓発用パンフレットを作成 ・多摩市社会福祉協議会が実施する相談事業において、住宅確保要配慮者の希望がある場合に、不動産管理関係団体等より相談員を派遣する。 【当初課題】 ・第三次住宅マスタープランにて、スッキリを活用した住替え支援として、(仮称)住替え・居住支援協議会設立が重点施策として位置づけられた。また、住宅セーフティネット法による住宅確保要配慮者への配慮が必要であることから、居住支援協議会の機能と併せることとなつた。 【設立経緯】 ・令和3年度より会則制の任意団体に移行した。 【現在の課題】 ・各業界からの会への参加 ・必要な事業の選定	【設立経緯】 ・第三次住宅マスタープランにて、スッキリを活用した住替え支援として、(仮称)住替え・居住支援協議会設立が重点施策として位置づけられた。また、住宅セーフティネット法による住宅確保要配慮者への配慮が必要であることから、居住支援協議会の機能と併せることとなつた。 【当初課題】 ・第三次住宅マスタープランにて、スッキリを活用した住替え支援として、(仮称)住替え・居住支援協議会設立が重点施策として位置づけられた。また、住宅セーフティネット法による住宅確保要配慮者への配慮が必要であることから、居住支援協議会の機能と併せることとなつた。 【現状の課題】 ・各業界からの会への参加 ・必要な事業の選定	居住支援協議会(市予算)	駆前の施設内に常設。必要に応じて生活困窮者自立支援事業の相談窓口と連携し、総合的な支援を実施。	市広報紙に定期掲載。 市ホームページに掲載。	常設の窓口のほか、社会福祉協議会が実施する福祉相談の場に、希望により相談員を派遣する。	生活困窮者自立支援事業の窓口に併設し、同じ事業者に委託しているので、生活支援と居住支援を総合的に行えている。	
西東京市居住支援協議会	令和2年7月	まちづくり部住宅課 総務部 危機管理課 健康福祉部 地域共生課 生活福祉課 高齢者支援課 障害福祉課 子育て支援部 子育て支援課 生活文化スポーツ部 文化振興課 協働コミュニティ課	ホームネット株式会社 一般社団法人ささえる手	(公社)東京都宅地建物取引業協会北多摩支部 (公社)全日本不動産協会東京都本部多摩北支部	東洋大学ライフデザイン学部教授 (社)西東京市社会福祉協議会	一般社団法人全国保証機関	要綱設置	(1)住宅確保要配慮者又は民間賃貸住宅の貸貸人に対する情報の提供等に関すること。 (2)住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居及び居住の安定確保の支援に関すること。 (3)住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居を促進するための普及啓発に関すること。 (4)関係機関の連携に関すること。 (5)その他市長が必要と認める事項に関すること。	西東京市まちづくり部 住宅課	・居住支援協議会運営 ・住宅確保要配慮者の物件探し・同行支援・居住支援・家主交渉 ・居住支援セミナーの実施 ・居住支援に係る普及啓発活動 ・住宅確保要配慮者への助成金交付 ・専用住宅への家賃低廉化補助、住宅改修費の助成金交付	【設立経緯】 ・住宅だけの問題に留まらず、日常の生活支援も必要とする世帯が多く存在することから、住宅の確保と生活サポートを複合的に網羅することができる組織体の必要性を認識し、様々な団体等と情報連携等を行って居住支援協議会を設置した。 【現在の課題】 ・精神障害者の住宅探しは、受け入れ先の住宅を探すのに苦慮している。 ・身寄りのない単身高齢者の緊急連絡先を確保できない人がいる。	西東京市まちづくり部 住宅課	住宅探しの申請時等に職員が事情等を聞き取りします。(都営住宅の相談も含む)	日を決めて実施するわけではない(常設)。 チラシ・市報・HP	1箇所(住宅課のみ)	相談を受け、健康福祉部等と連携するべきと判断した場合は、関係部署へ連絡し相談しながら進めます。 健康福祉部とまちづくり部が別庁舎になるため、市民に移動をお願いすることがある。(バス利用) 各相談窓口が近くにあることが望ましい。	